

新加入弁護士のご紹介



弁護士法人大江橋法律事務所

弁護士 藤本 豪

PROFILE

本年7月より東京事務所に入所致しました、藤本豪と申します。

東京大学法学部を卒業後、2003年にアンダーソン・毛利法律事務所（当時）に入所し、2006年に同事務所の北京事務所研修、2011年に同事務所を退所後、上海市の現地法律事務所にて勤務、2014年に帰国後は、西村あさひ法律事務所及び渥美坂井法律事務所・外国法共同事業に勤務し、これまで日本企業・日系企業の皆様のために、中国でのビジネスに関する法的サービスを提供して参りました。2014年には「中国ビジネス法体系 部門別・場面別」（日本評論社）という書籍も執筆・出版させて頂いております。

中国でのビジネスは、予期せぬ出来事が多く発生し、日本と比べて不確実性が高いとのご感想をお持ちの方が多いのではないのでしょうか。小職も、これまで頂いてきた様々な相談を通じて、また、中国での自身の体験を通じて、日本と中国との土壌の違いを度々感じて参りました。例えば、立法について申し上げますと、日本の場合は、予見可能性の確保が非常に重視されますので、できるだけ具体的な意味が明確になるよう、多くのケースを想定して議論を重ね、細かい点にも目配りしたうえで法案の文言を練りこみます。他方、中国の場合は、社会の変化のスピードが速く、しかも地域ごとに変化のスピードや方向、ベースとなる元々の社会慣習や文化等が大きく異なっていることから、立法においては包括性が重視され、その結果、日本の法令と比べて抽象度の高い、不明確かつ広汎な規制がつくられ

ることになります。（言うまでもなく、これには両国の政治体制の違いも大きく影響しているものと存じます。）

このように土壌の違う中国では、法的リスクの評価やあるべき対処法についても、自ずから日本と異なるものになります。例えば、コンプライアンスについて、「存在するルールを全て守る」という方針を採ったとしましょう。中国ではルールの外縁が不明確な場合が多いため、一体何が「存在するルール」なのか分からないという場面に多々遭遇し、困ることになります。中国においては、「ルールを整理分類し、合理的かつ妥当なプロセスを適用することで遵守する」といった方針のほうが、実際の状況に適合しやすいと考えております。

上記は一例でございまして、日本と中国の土壌の違いは数多くの面において存在致します。そういった違いを踏まえたくて日本企業・日系企業の皆様と親身になってお話しさせて頂けるのが、日本の法律事務所、とりわけ中国に拠点をもつ日本の法律事務所の良いところであり、お役に立てるところでもあると考えている次第でございます。

最近では日本のビジネス環境においても、変化への対処、不確実性への対処の重要性が強調されるようになって参りました。変化への対処、不確実性への対処について学ぶには、中国は最適な場の一つと思われれます。今後益々精進させて頂く所存でございますので、何卒倍旧のご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス：info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみを依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。